

審判員の号令・動作

－2021 年版－

公益社団法人日本ボート協会
審判委員会

昭和 53 年 1 月	制定・発行（B5 版）（初版）
昭和 54 年 5 月	競漕規則一部改訂に伴い部分改訂（B5 版）
昭和 58 年 4 月	審判員心得を収録し、各部署補筆、修正（携帯版）
昭和 62 年 4 月	競漕規則全面改訂（昭和 61 年 5 月）に伴い補筆、修正（携帯版）
平成 3 年 5 月	発艇動作・号令のみ部分改訂（小冊子）
平成 5 年 11 月	全面補筆、修正（携帯版）
平成 8 年 1 月	発艇旗操作順変更と制定以来経年により全面改訂補筆（携帯版）
平成 11 年 11 月	協会名称変更に伴い全面改訂補筆（携帯版）
平成 18 年 2 月	競漕規則一部改訂（平成 17 年 10 月）に伴い、発艇語句など変更等、全面改訂、補筆（携帯版）
平成 24 年 2 月	競漕規則一部改訂（平成 21 年 6 月）に伴い、救命具と艇重量計量の部分改訂及び舵手計量と漕手計量補筆（携帯版）
平成 27 年 10 月	全面補筆、修正
平成 29 年 4 月	一部補筆、修正
2020 年 4 月	競漕規則改定に伴い補筆、修正
2020 年 7 月	競漕規則改定に伴い補筆、修正
2021 年 4 月	競漕規則改定に伴い補筆、修正

—目次—

審判員の号令・動作.....	4
まえがき.....	5
審判員共通の任務.....	6
審判長の任務.....	9
発艇員の号令・動作.....	10
線審の号令・動作.....	28
主審の号令・動作.....	34
判定長・判定員の号令・動作.....	48
監視員の任務.....	55
艇計量の任務.....	58
舵手計量の任務.....	64
漕手計量の任務.....	66

審判員の号令・動作

—巻頭言にかえて—

公益社団法人日本ボート協会審判委員会

全審判員は「競漕規則」と共にこの「審判員の号令・動作」を熟読、習熟にとめ、相違のないよう実施しなければならない。

まえがき

—2021 年版発行にあたって—

審判員の号令・動作は 1978 年 1 月に制定発行以来幾度か改訂、補筆を重ね 42 年を経過し今日に至った。

現在まで、全国の審判員がこの教本に基づいて審判業務を行った結果、クルーからの苦情は激減した。しかし、時折経験不足に伴い、形姿にとらわれ、「審判員としての心得」が希薄であるため、正確さを欠いた号令・動作が見受けられる。これらの容態は審判員全体の技量を問われ、クルーから不信を抱かれる結果を招く。

審判員は他から信頼される威厳を備え、常に自己を練磨し、自己を統制できる資質を養う責務がある。

2021 年、競漕規則が改訂された。従って、本号令・動作もそれに合わせ改訂及び、全ての号令・動作を見直し補筆した。

全審判員はいかなるレースにも競漕規則とこの教本の号令・動作で臨み、万全なレース運営に努め、審判員としての任務を全うしなければならない。

審判員共通の任務

競漕規則第76条第1項に、
「競漕委員会、審判および大会役員は、本規則に定められていない突発的な事案に迅速に対応するため、合議の上、暫定的な判断を下す権限を有する。」
と規定されており、審判員には、絶大な権限が付与されている。

このため審判員は、審判員としての任務を全うするために、絶えず競漕規則を勉強し、豊富な知識と経験をもとに自信をもって自己の任務を遂行しなければならない。

審判員は数多くの競漕会に接し、たとえそのとき自分が審判員の任務についていなくても「自分もこの競漕会の審判員である」と想定してレースを観察し、判断力を常に養い、研鑽(けんさん)を重ねなければならない。

クルーの漕法、艇・オール・艇内装備品の構造・形質は日進月歩で変化しており、それに伴う新たな事象も生じている。そのため、日々の研鑽を怠れば正確な判断を行うことはできず、クルーからの信頼を失い、結果、審判としての面目を失うこととなる。

心すべきである。

1. 心得

- (1) 競漕はクルーが主役である。審判員は業務に際し、全知・技量を発揮して職務を遂行しなければならない。
- (2) 審判員の最大の責務は、競漕する各クルーが競漕規則に基づいた公平な条件のもとで戦えるようにすることと、各レーンに均等に勝つチャンスが与えられるようにすることである。
- (3) 審判員は自信と冷静さを失ってはならない。

これは競漕規則の熟知、理解と運用、実務経験の積み重ねからのみ生まれる。知識と経験を欠いては自信をもって冷静、迅速、的確、公平な判断、行動はできず、クルーに不信、不安の念を抱かせることになる。

2. 任務

- (1) 競漕会の審判員は競漕に関する指揮、判断、決裁等を行い、審判長・監視員・発艇員(スターター)・線審・主審・判定員をもって構成される。
- (2) 競漕は審判員が司(つかさど)る。
- (3) レースの勝敗は、定められた距離とレーンを相手クルーに妨害等を与えることなく、最短時間で漕了すること等により決定する。
- (4) 審判員は、コース、流速、風向、風速を調査して、発艇、判定、線審の設備、審判艇の整備状況、ランドマーク、レーン境界ブイ、コースの外境ブ

- イ、及び審判用具など競漕に必要な諸設備を点検し、審判長に報告する。
- (5) 担当部署の審判員は競漕開始 30 分前までに各部署への配置を完了し、直ちに準備を始める。10 分前までに準備を完了し、審判長に報告する。

3. 配置等

審判員はどの部署でも、どのような突発事態にも冷静、迅速、的確、公平に対処し得なければならない。従って審判長、前任審判員は全般の運営を考慮しつつ、努めて特定の審判員に部署を固定させず、審判員全員に各部署を経験させ、全員が資格と技量をいかなる部署においても発揮、向上し得るよう育成の場を常に配慮しなければならない。

4. 部署責任者の呼称

下記のとおりとする。

審判長、副審判長、発艇長、線審長、主審（複数の場合でもそれぞれの呼称）、判定長、監視長（選手計量が別部署の場合、選手計量長、艇計量長）

5. 安全への目配りと救護

大会期間中コース内の安全確保の目配りはもちろんのこと、レース中は特に注意しなければならない。また、救護所の位置を把握しておくこと。

転覆、落水、沈の他、過呼吸（過換気症候群）等で漕手が水中に転落また艇上で意識を失う例がある。当該審判員は言うまでもなく、付近の審判員も迅速、沈着、冷静に救護、対処し、決して人命が損なわれるようなことがあってはならない。切迫した状況においては審判員が飛び込み救助しなければならない場合があることを日頃から覚悟し、主審は配置につく時から救命具を身につけ、自身の安全を確保の上、救助行動ができるよう、練習をしておかなければならない。

6. 審判員の必携品

競漕規則、審判員の号令・動作（本書）、時計、双眼鏡、救命具、筆記具、審判員手帳、審判員バッジ、（天候により雨衣）

7. 審判員のモットー

- 号令・正確、動作・闊達（かつたつ）、判断・迅速、的確、公平。
- クルーに迷惑をかける審判員であってはならない。
- トラブルが生じる状況をつくってはならない。

8. 審判実務を行う上での5原則

「安全」「公平」「対等」「連携」「説明責任」

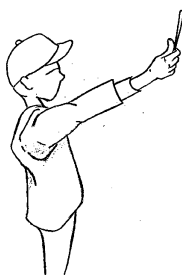
9. クルーに対してイエローカード・レッドカードを提示するときの動作

「〇〇（クルー名）、××（理由）のため、イエローカード（レッドカード）」と号令し、クルーに対して下図のとおりカードを示す。

正面から



横から



※既にイエローカードを受けているクルーに2度目のイエローカードを与えるとき。

「〇〇（クルー名）、××（理由）のため、イエローカード」と令し、イエローカードを掲示後、「〇〇、イエローカード2枚によりレッドカード」と令しレッドカードを掲示する。

10. 無線機使用時の注意点

通話は簡潔に話し、指示・連絡時の部署返答順を「発艇」、
「線審」、「主審」、「判定」、「監視」（計量が別部署の場合は舵手・
漕手計量）、「艇計量」とする。

審判長の任務

審判長は当該競漕会に従事する審判員全員を統括して任務を掌握するとともに、問題が生じたら関係審判員の意見を取りまとめ、最終判定を下して通告する任務と指揮権を持つ。

発艇員の号令・動作

任務

発艇長は発艇部署全員を指揮統括し、自ら万全な体制を整えておくこと。

発艇員はコース規格第 12 条に定められた位置において、発艇の合図をすることを任務とする。

発艇台上の発艇員の一挙手一投足はクルーに全幅の信頼感を与えるものでなければならない。従って高度の発艇技術を練成し、かつ行い得るよう心がけなければならない。

(1) 発艇員は

ア. 各競漕艇の艇首が発艇線上に揃ったとき（線審が線審旗を掲げる）

イ. 各競漕艇の方向が目標を指向したとき

以上の要件が整ったタイミングを即断し、機を失せず発艇させることが極めて大切である。

従って極端に発艇定刻にこだわらない方が良い場合もあるが、原則として発艇定刻を守ること。

ただし、TV中継等のある場合等、特に定められた時刻に発艇しなければならないときは、審判長の指示による。

(2) 発艇諸号令は、明瞭、柔らかく滑らかなリズムを保ち、短切に令し、動作は堂々とし、正確でなければならない。不明瞭な号令、緩慢な動作、躊躇逡巡（ためらいもたもたすること）はクルーの志気を低下させ、不安、不信感を持たせるので、発艇員として最も注意しなければならない。

(3) “号令”は指示号令、予令、動令からなり、各々に語調があり、決して一本調子でないことを知らなければならない。

(4) 発艇旗の操作は決められたとおり正確に行い、不用意に上下させたり、はためかせたりしてはならない。

(5) 発艇号令のテストを行う場合、発艇予定のクルー名を呼ぶとクルーに混乱を生じさせる可能性があることから、プログラムで使っていないクルー名を使用する。

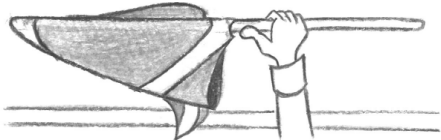
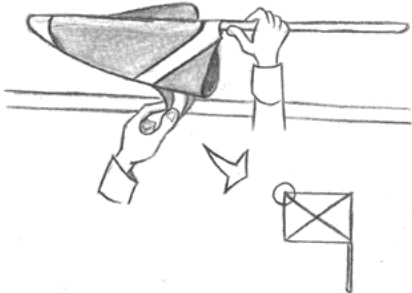
※電気機器による発艇合図に関する操作、号令、動作は P. 27 を参照のこと。

発艇員の号令・動作は次のとおり。

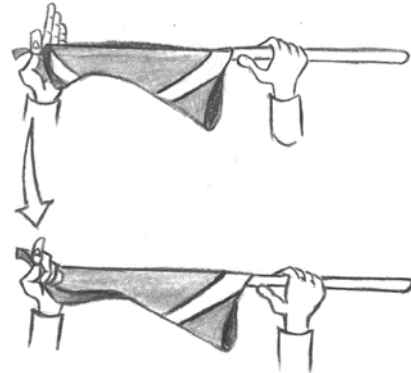
状 況	号 令	動作・説明・注意
発艇部署の準備が完了した、又は、前のレースが発艇区域（100 m）を通過し、発艇区域に入れて良い状況になったら		動作① 発艇部署は、判定部署と交信し、準備完了を確認し合う。 動作② 発艇台上に立つ。 注意① 次のレースに出漕するクルーの動向に注意を払う。 注意② 発艇台上に立てば、キョロキョロ、ソワソワしてはならない。堂々としていること。 注意③ 総立ちの必要はなく、発艇員及び補助者の2名程度が立てば良い。 注意④ 補助者の位置は発艇員から一歩さがった位置であること。 注意⑤ 発艇部署はこの段階でクルーの確認をしておく。
	レース No××、 [種目]、[組]	と令する。（日本語で良い） 注意① 種目・組は、当該競漕会の審判長（以下、審判長という）の指示により、省略しても良い。
発艇区域に入ろうとするクルーを認めたとき。	〇〇、レーン△、 ◇ミニッツ。 （◇分前）	と令し、発艇員がクルーにレーンを割り当てる。（事前に代表者会議等で告知した場合は、分読みは日本語で行ってもよい。） 注意① この号令は、クルーに対する発艇区域への進入の許可となる。 注意② 複数のクルーがいる時は、衝突を避けるため、コース奥側のレーンから進入を指示すること。この場合、分読みはまとめて一回で良い。 注意③ 1×呼び込み時は「君・さん」は付けずに令する。

不揃いな服装をしたクルーがいたとき。		動作 発艇台上に立ち、当該クルーの服装について留意する。 もし2分前までに不揃いであった場合は、揃えるように指導する。揃えるのが困難な場合は、審判長に報告し指示を待つ。 説明① クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを用い、不揃いな服装をしてはならない。 発艇位置で2分前までの着用は差しつかえない。 説明② 舵手は低体温症を防ぐため、クルー内で統一されたユニフォームに加えて、漕手が着用していない衣服を着用してもよい。 説明③ 大会で定められている場合、ユニフォームに統一した都道府県名、クルー名を表示する。 説明④ アンダーシャツ、アンダーレギンスも統一されていなければならない。 説明⑤ 帽子、鉢巻（ヘッドバンドも含む。以下「帽子等」という。）も服装の一部と考える。従ってその色、デザイン、マークの位置の不統一は是正、指導しなければならない。ただし、帽子等は統一された物であれば、着用・非着用者がいても構わない。なお、帽子の向きについては不問とする。 説明⑥ サングラスは認めているが、異形の色つきゴーグル等は審判長に問い合わせる。（サングラスを頭の上にかけていることは不問とする） 説明⑦ パーソナルアイテムは統一されている必要はない。
ブレード不統一のオールを使用していたとき。		動作① ブレード不統一願いが提出されているかどうかを審判長に問い合わせ、指示を受ける 動作② クルーにその指示を伝える。

発艇定刻 5 分前になったとき。	ファイブミニッツ。(スタート 5 分前)	と令する。 (事前に代表者会議等で告知した場合、分読みは日本語で行ってもよい。) (分読みは以下同様とする。)
5 分前を令した後、発艇区域に進入しようとするクルーを認めたとき。	〇〇、レーン△。	と令し、発艇員がクルーにレーンを割り当てる。 注意① 5 分前を令した後、クルーへの進入許可の際の分読みは不要。 注意② クルー名を呼んで進入許可をした後、指示はレーンナンバーではなくクルー名で行う。 注意③ まだ発艇旗は持たない。 注意④ 電気メガホンあるいはマイクロホンを用いて明瞭に令する。 注意⑤ 分読み号令は 1 度とする。
発艇定刻が変更になったとき。 ・遅延しているとき ・遅延回復につとめているとき。		注意 線審、判定員、主審と緊密な連携をとり、通信は臨機応変に行うこと。
発艇定刻 4 分前になったとき。	フォーミニッツ。	と令する

発艇定刻 3 分前になったとき。	スリーミニッツ。	と令する。 動作① 各競漕艇の動向を注視しながら線審の艇首揃え号令を耳に入れておく。 動作② 各レーン前方の波の状況、障害物の有無、風向、風速、主審艇の位置を確認する。 注意① 線審とボートホルダーとの間が無線機で交信される 施設の場合、線審の指示が傍受できても発艇員の諸号令は決められたとおりにすすめること。 ★ 発艇補助員は計時補完用のストップウォッチを持ち、毎回発艇号令と同時に作動させ判定 部署から問合せがあったとき教えられるようにしておくこと。
発艇定刻 2 分前になったとき。	ツーミニッツ。	と令する。 注意 ツーミニッツからゴーまでは可能な限り 2 分とすること。
発艇旗を持つ時期と持つ状態。		★ 2 分前を令した後、持つこと。 動作① 旗置き台（水平が望ましい）の発艇旗の一握り下を、右手親指のハラを旗竿に軽く押し当てて握り 
		動作② 左指で発艇旗の左上隅をつまみ、（発艇旗の左上隅の部分を旗置き台から少し垂らしておくとう握りやすい。） 

動作③ 旗竿の先端を左手のひらの上にのせ、旗とともに軽く握る。



動作④ 握った後の発艇旗の位置は、右腕、左腕共自然に下げ水平にする。



注意① 発艇旗を不用意に上下させてはならない。

注意② 発艇旗を持ったまま後ろを振り向いたり、体を左右に回すなどしたりしてはならない。

注意③ 常に顔と全身がクルーに堂々と正対し、各クルーの動向を見守ること。

注意④ 発艇員の一挙手一投足をクルーは見ていることを忘れてはならない。

2分前になっても服装の不統一がある場合。	〇〇、服装を統一しなさい。	☆ 発艇旗の位置はそのまま、と指示する。 注意① 是正されない場合、「帽子を脱ぎなさい」等、具体的に指示すること。 注意② クルー名を呼ぶ場合、レーンやバウナンバーは付けずに呼ぶ。1Xについては所属団体名・個人名を呼び、「君・さん」は付けない。(以下クルー名を呼ぶ場合は同様とする。)
イエローカードを与えるとき。	〇〇、～(警告の内容)のため、イエローカード。	と令し、イエローカードを提示する。 注意① 警告の理由には、フォルススタート、到着の遅れ、航行規則違反の他、審判長が特に指示する場合もある。 注意② 審判長に報告する。
既にイエローカードを受けていることをクルーに示すとき。	〇〇、～(警告の内容)のため、イエローカードを受けています。	注意③ 他の審判員より既にイエローカードを受けていることを当該クルー及び他のクルーに示すときは、と令するのみで、改めてイエローカードの提示は行わない。

既にイエローカードを受けているクルーに2度目のイエローカードを与えるとき。	〇〇、～(警告の内容)のため、イエローカード。 〇〇、イエローカード2枚によりレッドカード	と令し、イエローカードを提示する。 と令し、レッドカードを提示する。 注意① “レッドカード”を令したとき当該クルーは原則として再び漕ぐことはできないが、大会によっては競漕委員会の判断で予選に限って当該クルーを最下位付置として、次のラウンド(敗者復活)以降での出漕を認める場合があるので、十分注意して、審判長への報告、クルーへの指示を与えなければならない。 注意② 帰艇させる場合は、回漕時に他のクルー等へ影響がないように注意を与える。 補足 イエローカード、レッドカードを与えた場合、スタートポンツーンにイエローマーカー、レッドマーカーが掲示できる施設においてはマーカーを掲示する。マーカーを外す時はスタート後100m通過後に行うこと。(補助員に指示しても良い。)
発艇定刻に到着していないクルーを待つことなく発艇するとき。	〇〇(クルー名)は発艇定刻に到着していないためレッドカードとし、発艇します。	と令する。 ※レッドカードの提示は行わない。 補足 スタートポンツーンにレッドマーカーが掲示できる施設においてはマーカーを掲示する。マーカーを外す時はスタート後100m通過後に行うこと。(補助員に指示しても良い。)

線審旗が揚がり、全艇首が発艇線上に揃ったことが示され、“発艇ヨシ”と判断したとき。		注意① 目は絶えずクルーの動向を注視すると共に、改めて線審旗の動向、風向、風速、水面の状況、回漕中の艇の動向、主審艇の位置を視野に入れる。 注意② 発艇定刻を守ること。 ただし、レーンコンディションにより必ずしも発艇定刻にとらわれる必要のない場合もある。 注意③ レース進行が発艇定刻よりも遅れ、その回復にあるときは、線審、判定員、主審との連携を密にすること。
大きく艇首方向が変わっていないか、線審旗が下りていないか。そして全艇の動作が完了したとき。	〇〇 〇〇 〇〇	とコールする。 動作 発艇旗を下げたままでコールする。 ☆ ロールコールの全般注意。 注意① レーン順に各クルー名をコールして用意完了を確認する。 注意② 柔らかく淡々として、決して怒鳴りつけるようにしたり、強調しすぎたりしてはならない。 注意③ 早口にならないよう明瞭かつ柔らかく発声し、決して立てつづけにコールしてはならない。 注意④ １×は男女共「君」や「さん」の敬称をつけず、姓だけをコールする。

発艇旗はそのまま保持し、ロールコールが終わった後ひと呼吸置いて。	アテンション。	と令する。 動作 ここまで発艇旗は下げたまま発令する。 注意① ロールコールの終了後すぐ“アテンション”と令してはならない。号令と号令の間あいだには1つの“マ”がなければならない。“ひと呼吸”の“マ”は次の行動に移させる心（体勢）の“マ”である。良く認識しておくこと。 注意② “アテンション”の号令はクルーに次の行動、すなわち瞬発的に発艇させる予令の語である。 絶叫、怒鳴りつける調子であってはならない。 柔らかな語調の中に鋭さのある発声でなければならない。日頃から演練を重ねておくこと。 注意③ アテンションは、“気をつけ”の号令として使用されるものである。
---	----------------	--

アテンションを 令した後	レッド・フラッグ	【パラローイングPR3における動作】 と令する。 動作① 左手は握っていた発艇旗の竿先を放し、 動作② 発艇旗を開きながらスッと頭上に掲げ 動作③ ピタリと止め 動作④ この間、瞬時に ・クルーの動向、艇首の動き ・線審の旗（一度揚げた線審旗が降ろされていないか） ・線審若しくは主審が突然発する“発艇号令待て”の号令 ・水面の状況 ・主審艇の位置 を見極める。 注意① 振り降ろしを素早くさせるため ・右手は発艇旗の一握り下を持つ ・親指のハラは旗竿の下から押し上げるように軽く当て ・手首、肘、腕、肩は硬直させず弾力を持たせることが肝要である。 注意② 掲げた発艇旗は次の号令（ゴー）を令するまでピタリと止め微動だにさせてはならない。 注意③ 発艇旗を掲げたまま、上体を前傾してはならない。胸をグンと張っていること。 注意④ 旗竿の先端は頭頂に来ること。 注意⑤ クルーからの発艇猶予を求める挙手は認めない。ロールコールの終わった時点で艇の方向を定め、何時でもスタートできる体勢にしておくことはクルーの責任である。
-------------------------	-----------------	---

発艇旗を頭上に掲げた後、発艇の要件が整ったと判断したとき	ゴー！	明瞭な“マ”をおいてと短切、鋭く令する。 動作① 右手でスナップを利かし、弾くように左手を離し、その後右腕を大きく振り降ろす。 動作② 左腕は右腕よりやや遅く降ろし、左体側につける。 動作③ 「ゴー」の号令は「ゴ——」と長く引っ張らず、「ゴ-」と短切、鋭く発声する。 動作④ 「ゴー」の号令と同時に発艇旗を素早く振り降ろす。 ○線審旗はそのままか。 ○線審が赤旗を振っていないか。 ○主審が赤旗を振っていないか。 ○主審艇が素早くレースに追隨しているか。 ○全艇異状なく発艇したか。 を一瞬の内に確認する。 動作⑤ 異状がなければ、各クルーの状況を100m 線を通過するまで振り降ろした発艇旗はそのまま保持して監視する。 動作⑥ その後、発艇旗は上に揚げず左手をそえ、足元で取り込む。
-------------------------------------	------------	---

		注意① 「ゴー」の号令と発艇旗の「振りはじめ」は全く同時で、いずれに遅速があってはならない。 注意② 発艇旗を振り降ろした瞬間、あるいは振り降ろすとき体を右に傾けてはならない。(上体は直立させたまま腕の付け根から大きく鋭く振らねばならない。) 注意③ 発艇補助員は「ゴー」の瞬間、補完用のストップウォッチを作動させる。 注意④ 判定部署から発艇号令の確認の連絡がきたら、発艇部署は「発艇了解」と応答すること。 発艇号令後しばらくしても判定部署から確認が入らない時は、発艇部署から判定部署へ「今のスタートはとれましたか」と確認すること。 注意⑤ ④のことは事前に判定部署と発艇部署の間で打ち合わせ省略することもできる。
ロールコールを開始して(「クイックスタート」と令して)から発艇を中止する必要が生じたとき。	スタートやり直し。	と明瞭に令する。 注意① 発艇旗を揚げた後であれば、「スタートやり直し」を宣言してから旗をゆっくり降ろす。 注意② 発艇手順を再開するときはロールコールから始める。クイックスタートの場合は「クイックスタート」と令するところから始める。 注意③ コンディションの急変、その他の理由で通常のスタートからクイックスタートに切り替える場合は、クルーに対してその旨を明確に指示しなければならない。

線審から再び線審旗が揚がり、発艇の諸条件が整ったとき。	（ロールコールに引き続き）アテンション。ゴー！	と令し、発艇旗を掲げ、引き続き明瞭な“マ”においてと短切、鋭く令する。 動作 発艇旗の操作は前述のとおり。 この場合、動作も号令も早くなる傾向にあるので、落着きが肝要である。
クイックスタートにする必要があるとき。（荒天、風、波のため各艇首の揃い、方向維持が困難でやっと線審旗が揚がるようなとき）	このレースはクイックスタートで行います。	と通告する。 注意① クイックスタートを行う場合は審判長に報告した上で実施すること。 注意② このような気象状況ではレース運営が遅れがちになるので発艇員は線審、判定員、主審とよく打ち合わせ関係を密にして遅れを回復するよう、またそれ以上の遅れをさせぬよう努力しなければならない。 注意③ クイックスタートを行うかどうか判断する場合、気象条件の他、クルーの熟練度も考慮する必要がある。 注意④ クイックスタートは主としてラフコンディションの時に用いるので正規の発艇号令と誤用してはならない。嚴重留意のこと。 注意⑤ クイックスタートの使用を決断したら直ちに、クルーに対してクイックスタートを用いることを説明しなければならない。 注意⑥ クイックスタートでスタートしたレースが再スタートとなった場合、原則として再スタートに通常のスタート手順を使用してはならない。

発艇の諸条件が整ったら。	クイックスタート。 （ひと呼吸おいて）アテンション。 レッド・フラッグ （引き続き明瞭な間をおいて） ゴー！	と令する。 動作① ここまで発艇旗は下げたまま発令する。 動作② 「アテンション」と発令後、発艇旗を頭上に掲げる。 【パラローイングPR3における動作】 と令する 動作③ 「ゴー」と短切、鋭く令し、同時に発艇旗を振り降ろす。 注意① 「アテンション」の号令はあまり取り急がず（せっかちにならず）令する。ラフコンディションにまどわされて決してあわてた号令であってはならない。 注意② 「クイックスタート」と発声しながら最初の艇から最後の艇までスーッと見渡し、用意の状態を見る。見終わったなら一呼吸おいて「アテンション」を令する。
線審からフォールススタートを示す赤旗と鐘が振られたとき。	—— 止まれ！ レース中止！	動作 ○即座に鐘を振り鳴らし、 ○発艇旗を頭上で大きく左右に振り全艇を停める合図をし、 と大きく令する。
① 全艇がほぼ停止しかけたとき。	全艇直ちに発艇位置に戻りなさい。	と令する。

全艇が発艇位置に戻ったとき、すぐ	ツーミニッツ。	と令する。 動作 再スタートの理由を知らせる。
クルーに対し。	〇レーンの〇〇がフォルススタートをしたので再スタートをします。	と通告する。
②フォルススタートをしたクルーに対し。	〇〇、フォルススタートのためイエローカード。	と令し、 イエローカードを掲示する。
発艇順序、発艇定刻の変更が必要と思われるとき。		動作 審判長へ、例えば次の要領で連絡をする。 「レース No〇〇、発艇定刻〇時〇分は、〇〇のため、発艇を繰り下げ、レース No××、発艇定刻×時×分（種目××）を先に発艇させたいと思います。」 注意① また何等かの理由で 〇発艇のときにイエローカード、レッドカードのクルーが生じたとき。 〇使用レーンを変更するとき。 同様に審判長に連絡し、指示を得なければならない。 注意② 発艇の順序を入れ替えるときであっても、原則として、先に行うレースを、当初の発艇定刻より早く発艇させてはならない。
審判長から“了解”あるいは“指示”を得たとき。		動作① 発艇位置付近にいる当該それぞれのクルーに対し指示内容をアナウンスする。 動作② 審判長から各部署に対し“組の入れ替え、発艇定刻の変更等”が指示されるが、発艇員も線審、判定員、主審に連絡する。 動作③ 待機審判艇にも連絡しなければならない。

レース追航監視中の主審艇、又は回航、待機中の審判艇が航行規則違反のクルーを見つけた旨の連絡を受けたとき。	——	動作① 発艇部署は当該クルーを確認する。 動作② 発艇部署は審判長に措置を具申し承認を得る。
未だ当該艇にイエローカードが提示されていない場合、当該艇がボートホルダーに保持され、ツーミニッツを令した後	〇〇、航行規則違反のためイエローカード。	動作 発艇部署は審判長に措置を具申し承認を得る。 と令し、 イエローカードを提示する。 ※もし、当該艇が発艇位置に到着する以前に主審または他の審判からイエローカードの提示を受けている場合は「〇〇、航行規則違反のためイエローカードを受けています。」と発するのみで、改めてイエローカードの提示は行わない。
既にイエローカードを受けているクルーに２度目のイエローカードを与えるとき。	〇〇、～（警告の内容）のため、イエローカード。 〇〇、イエローカード２枚によりレッドカード	と令し、 イエローカードを提示する。 と令し、 レッドカードを提示する。 注意① “レッドカード”を令したとき当該クルーは原則として再び漕ぐことはできないが、大会によっては競漕委員会の判断で予選に限って当該クルーを最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認める場合があるので、十分注意して、審判長への報告、クルーへの指示を与えなければならない。 注意② 帰艇させる場合は、回漕時に他のクルー等へ影響がないように注意を与える。

電気式発艇合図等を用いる場合について

競漕規則に従い、発艇の合図及び発艇員と線審の間の合図をランプとブザーを用いて行うことがある。

発艇長は、配置についたとき、主審の協力を得て、すべてのランプ類の動作、すなわち赤ランプの点灯、ランプを赤から緑へ変えること、音響信号及び赤ランプの点滅が正常に行われることを確認しなければならない。

また、機器の故障に備え、赤旗と鐘を携行すること。

発艇手順に関する号令・動作については以下のとおり読み替えをすること。

【発艇】

○発艇旗を掲げる…赤ランプを点灯する

○「ゴー」の号令と同時に発艇旗を振り降ろす…ランプを赤から緑に変え、同時にブザーを鳴らす

○（フォルススタート等の場合）鐘を鳴らし、発艇旗を左右に大きく振る…赤ランプを点滅させ、ブザーの断続音を鳴らす

○（スタートをやり直す場合）発艇旗を降ろす…赤ランプを消灯する

※これらの動作は、それぞれ一つのスイッチにより行うことができるような仕組みになっていなければならない。

【線審】

○線審旗を掲げ艇首が発艇線上に揃ったことを発艇員に知らせる…白ランプを点灯する

○（フォルススタート等の場合）赤旗を頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らす…赤ランプを点滅させ、ブザーの断続音を鳴らす

○（艇首が不揃いになった場合）線審旗を降ろす…白ランプを消灯する

線審の号令・動作

任務

線審長は線審部署全員を指揮統括し、遅滞なく業務を遂行すること。

線審員は発艇線延長上の一端に位置し、発艇線上（スリットライン）に競漕艇のバウボールの先端を迅速かつ正確に一線に揃え、完了したとき線審旗を掲げ発艇員に知らせる。もし競漕艇にフォルススタートがあったとき、即座に発艇員、主審に知らせることを任務とする。

レース運営、殊に発艇定刻が何等かの理由で遅延しはじめたならば、発艇員と連携を密にし、号令・動作を敏速にしてその回復に努めなければならない。

線審員は線審長のもとで

- (1) ボートホルダーを積極的に迅速、簡明に指揮しなければならない。
- (2) 発艇位置に到着したクルーからすみやかに揃えていかななければならない。
- (3) フォルススタートを発見したとき、一瞬のためらいもなく即座に赤旗を頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らし、発艇員、主審に知らせ、当該レースを中止させなければならない。
- (4) 信号灯発艇システムがフォルススタートを示すために視覚・音声信号の両方を備えている場合、線審は、レースを止める信号を直接作動させてもよい。
- (5) 線審はレースを止めた原因等を審判長及び関係各審判員に連絡しなければならない。
- (6) ボートホルダーは線審業務遂行の大切な一員である。適切に接しなければならない。
- (7) 線審席とボートホルダーとの間を無線で交信する装置のとき、一台を発艇台に置き、線審の指示が分かるようにしておくこと。
- (8) 無線機使用の時は早口にならないよう一言一言確實、明瞭にすること。ボートホルダーが確實に聞き取れているか否か事前に交信し合うこと。
- (9) 線審位置の背景の色などを考え、線審旗を揚げる位置及び方法（まっすぐ揚げる、横に出す、両手で開く）を発艇員と事前に打ち合わせておくこと。

線審長は、レース開始 10 分前までに、ボートホルダーを配置につけ、通信が正常に行われることを確認するとともに、すべてのレーンのステッキボートを一番前から一番後ろまで動かして正常に動作することを確認し、審判長に準備完了を連絡する。

※電気機器による発艇合図と関連する艇首揃えの手順については P. 27 を参照。線審員の号令・動作は次のとおり。

この号令はスリット透視員が行う。

状 況	号 令	動作・説明・注意
(1艇でも2艇でも)発艇位置に到着した艇から大まかに揃えておく。 全艇、それぞれ発艇位置に到着したら素早く。		説明① 2艇以上を揃えるときは、大きく動かさなければならない艇から順に揃えること。 この時、一艇ずつキチッと揃えようとしなくてもよい。 説明② 基準、目安^{めやす}を形成する為でこの場合精密である必要はない。その後、それに倣^{なら}って揃えると揃えやすく、微調整はあとの段階で良い。
	× レ ー ン × m(cm) 、 (前)(後)。 ヨシ。 ありがとう。	と令する。 注意 揃え終わったら「ヨシ。ありがとう。」と言って指示を解除する。 動作 発艇線上(スリットライン)に艇首先端(バウボールの先端)を揃えて行く。 注意① ステッキボートの構造等によっては、ボートホルダーが艇を動かしてから、艇の位置が安定するまでに時間が掛かる場合がある。競漕会ごとの施設の癖を早く把握すること。 注意② もし「前」又は「後」の号令で漕ぐクルーがいたなら、線審から「○レーン漕がないように」と指示した方が良い。 注意③ 風などで艇首を風上に向けて待機しているクルーがいるときは(斜めについている) 「○○、艇首を目標に向けるように」と指示をし、その間に揃える。 揃え終わったら「ありがとう」と言って指示を解除すること。

注意④ 一度に複数のレーンに対して艇首揃え号令を令してはならない。「ヨシ、ありがとう」の号令がどのレーンに対するものか分からなくなるからである。

注意⑤ 1 艇を揃え次に移るとき何 m か、何 cm かなど考えながら行ってはいけない。長さはあくまでも目安に過ぎず、正確な長さをいうよりも、素早くボートホルダーに指示することを優先しなければならない。

注意⑥ m、cm 単位でボートホルダーを指揮すること。(正規のバウナンバーの底辺は 15 cm であるので目安とすることが出来る。) 必要と思われるとき、「少し」「もう少し」という言葉を使い、「チョイ」等の言葉は使ってはならない。

「少し」「もう少し」といった場合の長さは概ね腕、手の伸縮で修正できる範囲をいうが、機械式等、微調整の効く設備の場合、無理に腕の伸縮で揃えさせる必要はない。

注意⑦ 発艇定刻 2 分前までには揃え終わるよう努めること。

注意⑧ 赤旗はフォルススタートのときにのみ使用するため、ちらつかせたり、風でなびかせたりしないよう取扱いに注意する。

注意⑨ 無線機を使用せずボートホルダーへの指示を行う場合、発艇員が分読み号令を行うときは、修正号令を中断し、発艇員の号令を優先させること。

注意⑩ 幾度も発艇号令を中断させることなく、素早く揃えるようボートホルダーを指揮すべきである。

発艇線上（スリットライン）に全艇首（バウボールの先端）が揃ったとき。	線審旗ヨシ。	と令する。 動作 線審旗を迅速に発艇員がはっきり分かるように掲げる。そして発艇を待つ。 注意① 一度掲げた線審旗は風のはためきは別として旗竿をフラフラ動かしてはならない。 注意② 一人で線審旗、赤旗を操作するときは利き手に赤旗、反対の手に線審旗を持つこと。両手で線審旗を掲げる時、咄嗟に赤旗が左右に大きく振れるよう工夫すること。 注意③ 線審旗を掲げたが、微調整が必要になった場合、発艇号令までに調整が可能と判断したときは、線審旗を掲げたままでポートホルダーに指示しても良いが、発艇号令までに調整が不可能と判断したときは、線審旗を降ろして指示すること。 注意④ 線審長は、艇首が不揃いと判断した場合は、スリット透視員に対して指導しなければならない。
全艇異状なく発艇したとき。	“ヨシ”	と小さく発声して自己確認をする。 ☆ スリットライン透視の線審員の背後にもう1名線審員が立ち、発艇旗の振りの瞬間、ポンと肩をたたいて瞬間を知らせる方法もある。 動作 掲げた線審旗は競漕艇全艇が100m 線を通過するまでそのまま保持する。
ロールコールが始まる前に揃っていた艇首が不揃いになったとき。（線審旗を掲げたままでは微	線審旗降ろせ。	と令する。 注意 スリット透視員は旗操作者にすぐに「線審旗降ろせ」と指示しなければならない。 動作 旗操作者は掲げていた線審旗を迅速に降ろす。

調整ができないと判断した場合)。	×レーン、×cm (前)(後)。	と令し、修正する。
×レーンの艇首修正が終わったとき。	ヨシ、ありがとう。	と令する。
再び全艇の艇首が揃ったとき。	線審旗ヨシ。	と令する。 動作 同時に線審旗を揚げる。
「ロールコール」が始まり「ゴー」の号令が令されるまでの間、揃っていた艇首(線審旗を揚げている)が不揃いになったとき。	発艇号令待て。	と発艇員に対し明瞭に通告する。 動作① 同時に揚げていた線審旗をすばやく降ろし、 動作② 当該競漕艇艇首を迅速に揃える。 注意 ロールコール終了まで待つ必要はなく、修正するタイミングで即座に「発艇号令待て」を発する。
フォルススタートを発見したとき。	「フォルススタート」	とためらうことなく迅速に発声する。 動作① 同時に線審旗を降ろし、赤旗を頭上で大きく左右に振り、鐘を鳴らし、発艇員及び主審に知らせて当該レースを中止させる。 動作② レースを止める動作は、競漕艇が止まるか、発艇員あるいは主審がレースを止める号令と動作をするまで続けること。 動作③ 電気式発艇システムがフォルススタートを示すために視覚・音声信号の両方を備えている場合、線審は、レースを止める信号を直接作動させてもよい。

		注意① フォルススタートは瞬時に判ることである。即座に動作を行わなければならない。 注意② マイクロホン、電気メガホンを用いているとき、それらに「フォルススタート」と吹き込んではいならない。 注意③ したがって、線審旗を揚げた時、スイッチの ON、OFF の切り替えを確実にしておくこと。 注意④ 発艇員の間合^{まあい}を計って発艇合図の寸前に舵手、漕手が発声して漕ぎ出すクルーがある。これもフォルススタートである。
線審員は直ちに。	—	動作 審判長及び審判各部署にフォルススタートをしたレース No、レーン No、クルー名を通報する。 注意 もし複数のクルーがフォルススタートを犯した場合、線審はフォルススタートを引き起こしたクルーと、そのクルーに誘発されてフォルススタートに至ったクルーを区別して発艇員に伝える。

主審の号令・動作

任務

主審は主審艇に乗艇し、レースを後方から追航し、その責任においてレース中の各クルーが、自己のレーンを正当に航行しているかどうかを判断することを任務とする。

なお、主審業務を行う審判が乗艇する艇を審判艇という。複数の審判艇の中で、当該レースの主審を行う艇を主審艇という。

(1) そのため主審は常に主審艇を各競漕艇の進行状況を見るのに最も効果的な位置に置く。

ア. 各競漕艇の漕跡を判定し、接触、妨害が生じたときその責任の帰属を即座に決定しなければならない。

イ. 他のレーンを侵害して接触・妨害をひきおこす恐れがある場合、自己のレーンを外れて自己を有利にする場合は、当該艇に警告（注意）を発する（単にレーンを逸脱したのみで、接触・妨害の恐れが生じていないときには警告を要しない）。

ウ. 接触・妨害またはレーン内に浮遊物・危険物が流入するなどの危険が生じ、勝つチャンスを奪われるクルーが出て、レースを続行することで公平が失われる場合には、躊躇なく赤旗でレースを中止しなければならない。

エ. 競漕規則には、危険を避けるために白旗を使用して特定のクルーに対し操舵指示（第 47 条）あるいは停止の指示（第 48 条）をすることができるとの規定がある。しかし、特定のクルーに対してのみ操舵指示や停止を命ずることは、そのクルーにのみ不利益を科することに他ならないため、当該クルーの責任によって、その危険が生じている場合（自らレーンを逸脱して危険に近づいたなど）以外の状況で安易にいてはならない。

オ. 判断、処置、決定は迅速、的確、公平でなければならない。

(2) 他クルーより著しく遅れたクルーがあったとき、主審はそのクルーよりも先行している複数クルー、特に何杯上がりかの動向を監視する必要があると認め、主審の警告が届かない状態のとき、主審艇は引波を十分考慮しつつその遅れているクルーを追い越すことができる。

そのことによって遅れているクルーが多少とも波をかぶり漕ぎにくくなることは気の毒であるが、それはそのクルーが忍ぶべきである。

それ以上に主審は競漕中の各艇の漕跡の正当性を判定し、接触又は妨害の起こった場合、その責任の所在を即座に決定しなければならない重要な任務がある。

この決定は主審だけが行う。

(3) レースを追航するいかなる船艇も主審艇の先に出ることは許されない。

ただし、写真報道・テレビカメラ艇など、その追従が有益であると審判長が認めた場合は、この限りではない。その場合は、安全を第一に考え、引き波やレースへの影響に十分注意し、主審も適切な表現をもって指示を与えなければならない。

- (4) 審判艇には主審と操縦者以外の何人も同乗してはならない。

ただし、審判員試験、あるいは審判員教育、補佐をする必要があるとき、報道・放送への寄与など、審判長が特に認めた者についてはこの限りではない。

- (5) プログラムなどで主審、副審と区別して編成されているのを見受けるが、レースごとに1艇ずつ交互にレースを追航、監視するとき、それは全部「主審」である。

あるレースに複数審判艇が追航監視をするときは、どちらか1艇が主審でどちらか1艇が副審と決めなければならない。ただし、すべての決定は主審が行い、副審はそれを補佐するのみで決定権はない。

- (6) 転覆・落水のほか、過呼吸（過換気症候群）などにより艇上において意識不明者等が発生している現状では、主審はレース中に限らず、フィニッシュライン通過後も注視観察をしなければならない。

- (7) 審判艇乗務者は必ず救命具を着用し、審判艇には必ず救命用具（ロープ付浮輪、カギ竿等）を積載して、素早く対応出来るようにしておくこと。

- (8) 審判艇操縦者は燃料量、エアー抜きをレースが始まる前（その他随時）確認すること。操縦中はレーン境界ロープ、レーンブイの切断に十分注意すること。（この事はレース中断の事態を招く）

主審の号令・動作は次のとおり。

状 況	号 令	動作・説明・注意
主審が部署配置を完了したとき。		動作 赤旗、鐘は素早くに持つことができる位置（艇内）に置く。
発艇員が3分前を令したとき。	——	動作① 主審艇上に起立する。 動作② 各競漕艇の動向を注視する。 動作③ 線審の号令、レーン前方の障害物の有無を注視する。 動作④ 手元の組合せとレーン順の競漕艇を照合する。 動作⑤ 上がり数を確認する。

		注意① 各競漕艇を注視するだけでなく、発艇員からの連絡の有無にも留意すること。 注意② 雨衣着用の時フードはかぶらないこと。待機、回航の時はかぶっても良い。
発艇員が2分前を令したとき。	——	動作① 白旗を利き手にはためかないように持ち、反対の手に電気メガホン（マイクロホン）を持つ。 動作② 各競漕艇の動向を注視する。 注意 白旗、電気メガホンは即座に使えるように主審艇の風防にさしかけて持って良い。 ただし、白旗は風ではためかないように旗布の下端と旗竿を一緒に握っておく。
スタートラインでイエローカードが通告されたクルーから、異議の挙手があったとき。		注意 選手からスタートラインでの挙手がないか、見逃さないよう、注意すること。 動作 クルーに事情を聴取し、審判長に状況を説明し、処置を具申すること。
各競漕艇が発艇したとき。	——	動作 瞬時に発艇した各競漕艇及び線審の動向を見極め、 ○ 相寄り、レーン侵害がないか。 ○ 線審旗はそのまま揚がっているか。 ○ 線審から赤旗と鐘が振られていないか。 を瞬時に視認する。
フォルススタート、相寄り、レーン侵害がないとき。	——	動作 「ヨシ」と声を出して自己確認をする。 注意 発艇から“ヨシ”と自己確認をするまでの間は競漕艇の状況、線審の状況を瞬時に見極めなければならない極めて重要な瞬間である。

各競漕艇の動向を監視するとき。	——	動作 主審艇操縦者に各レーンの漕跡が見やすい位置につけるよう指示を与える。 (舵手なし艇の場合操舵標識視認の妨げにならないよう注意すること。) 注意 方向維持不安定な艇を早期に発見し、留意しておくことが必要である。
競漕中の全艇を停めるとき。(コースコンディションの悪化によりレースが安全・公平に続行できないことが明らかな場合も含む。)	——	動作① 鐘を振り鳴らす。(鐘を鳴らすよう操縦者に指示しても良い。) 動作② 白旗を素早く赤旗に持ち替え、頭上で大きく左右に振る。
	止まれ！レース中止！	と大きく、鋭く令する。 注意 この動作・発声は全艇が停止するまで反復継続しなければならない。
①フォールスタート、発艇時のトラブルによって全艇を停めたとき。	ただいまのスタートで〇〇〇があったので再スタート(又はレース)をします。全艇直ちに発艇位置に戻りなさい。	と令する。 動作 直ちに審判長、発艇員に状況と主審のとした処置を連絡しなければならない。 注意 マスターズレースにおいて 100m 以内での艇の故障申告があった場合は、赤旗・鐘でレースを停めて、再スタートとする。
②接触・妨害などのため「レース中止」が妥当と判断して全艇を停めたとき。	各艇その場で待機。	と通告する。 注意① フィニッシュライン周辺でレースを中止した場合は、フィニッシュラインに到達したクルーがいるか判定部署に確認する。 注意② レース中止前にフィニッシュラインに到達したクルーが接触・妨害に関係ないクルーの場合、その着順を認める。 動作① 当該艇に状況を説明し、(場合によっては当該艇から事情を聴取する)

		動作② 審判長に状況を報告し、併せて「レッドカード（除外相当）、直ちに再レースができるかどうか」の意見を具申する。 動作③ 審判長より指示があった後、当該艇に判定内容を通告する。
（１）直ちに再レースができるとき。	〇〇、（理由）のため、レッドカード。 直ちに再レースをします。全艇（その他のクルーは）直ちに発艇位置に戻りなさい。	と令し、 レッドカードを掲示する。 と令する。 注意 直ちに再レースをするかどうかは、レースを中止した地点、レースの種類、レース間隔を総合して即座に判断し、審判長に具申し、指示を得なければならない。
（２）直ちに再レースができないとき。	〇〇、（理由）のためレッドカード。 全艇（その他のクルーは）再レースをします。発艇時刻等詳細については競漕委員会から後で発表されます。	と令し、 レッドカードを掲示する。 と令する。 注意 “レッドカード” を令したとき当該クルーは原則として再び漕ぐことはできないが、大会によっては競漕委員会の判断で予選に限って当該クルーを最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認める場合があるので、十分注意して、審判長への報告、クルーへの指示を与えなければならない。
競漕中、あるクルーに警告（注意）を与えるとき。		動作① 白旗を、頭上に腕を伸ばし、手首を折ることなく、旗竿まで一線にして揚げた後、
	〇〇！	と大きく、鋭く令する。

動作② 揚げた旗を降ろす場合は、警告（注意）を与えたクルーが進むべきサイドに倒し、しばらく水平に保持する。その後、取り込む。

これは操舵指示ではなく、主審の警告の理由（回避すべき方向）を示す動作である。

注意① 当該艇の固有名を呼称する。

注意② 固有名は当該艇に判るように明瞭に略しても良い。

注意③ 一度で聞こえるように警告（注意）するべきであるが、聞こえにくい場合は再度令して良い。緊急のときは連呼して良い。

ただし警告（注意）以外の指示はしないこと。

注意④ 主審艇の監視位置は艇数、上り数、競り具合により異なるが、特に順位争いの場合は留意しなければならない。

注意⑤ 当該艇の真後ろに位置して監視する方が有効であるが、複数の艇を監視し、警告（注意）をするときは最も判別しやすい臨機応変の位置であると共に、一度の警告（注意）で回避させることができる距離であること。

1×など舵手なし艇の場合、真後ろに位置すると操舵標識、目標が見えにくくなるので注意すること。

注意⑥ 競り合っている艇の間に主審艇を置いて、その視界を妨げてはならない。

注意⑦ 主審艇より後方の艇の安全には常に注意すること。

注意⑧ 中間タイムの測定を妨げる位置に主審艇を置いてはならない。

		注意⑨ 1×、2×等、主に舵手なし艇が自己のレーンより外れ、度々の警告（注意）にもかかわらず自己のレーンに戻りきらない場合、白旗を揚げ「〇〇（クルー名）、自己のレーンに戻れ」と令して良い。この号令は有効である。
競漕中、レーン内に浮遊物、危険物が流入し、また他の危険が生ずるおそれがあり、緊急の操舵指示を与えるとき。	〇〇（クルー名）！前方障害物。 舵、（右。左。）	動作① 白旗を素早く頭上に揚げ、直ちにと大きく、鋭く令する。 動作② 揚げた白旗を操舵すべき方向（右）（左）に水平まで大きく振り降ろし、そのまま維持する。 注意① 緊急を告げるためクルー名と「舵、（右）（左）」を連呼して良い。右はバウサイド方向、左はストロークサイド方向である。 舵手なし艇の漕手にとっては左右が主審の指示と逆になるので留意すること。 注意② ただし、白旗の水平維持方向はそのままとする。 注意③ この号令・動作を競漕艇に対する「一般の警告（注意）」に使用してはならない。
競漕中、自己のレーンを外れ、回漕レーンやさらに外の航行を	〇〇（クルー名）！ 止まれ！	動作 白旗を頭上に真直ぐ揚げと令する。 注意 特に緊急を要する場合に行う。

妨げる物その他に接触する恐れが有り、クルーの安全及び艇と装備を守るため、緊急を要するとき。		
最後尾艇（１艇又は複数艇）が非常に遅れてフィニッシュラインを目指しているとき		注意 主審艇はそれらのレーンを外れ、フィニッシュライン手前 20m 程の位置で停止し、待つ。50m も離れて停止、待っている様な形であってはならない。 確認の後、裁定の旗を掲げる。
各競漕艇がフィニッシュラインに到達し、		
① デッドウェイト携行クルーがあるとき。	〇〇。 デッドウェイトを確認します。	と言う。
その後当該クルーに	ありがとう。	動作 確認し、“ヨシ”と自己確認の後 と言う。
		注意 競漕中に問題が有る無しにかかわらず、デッドウェイトの確認は先に行うこと。 ☆ 国体、インターハイ、高校選抜等、監視体勢が確立されている時は、乗艇棧橋で確認する方法もあるが、それ以外の場合は、審判長の指示する部署で行う。

②競漕中の問題 有無確認の方法 は	——	動作と注意① 主審は、主審艇を停止させ、レース結果に問題がなかったと判断し、クルーからも異議がないことを確認する。この場合、主審艇の停止位置はフィニッシュラインの手前であっても良い。なお、漕手の安全上の問題、異議への対応、デッドウェイトの確認等クルーに近寄る必要がある場合はこの限りではない。
		注意② まずクルーに異状があるか、ないかを確かめること。見すごしてはならない。
		注意③ 出来る限りフィニッシュライン到達順を把握しておくこと。
		注意④ 1艇ずつ確実に見て、異議(挙手)がないことを確認すること。
		注意⑤ 指示喚呼するのも良いがおおげさでないこと。また、白旗で差し示さないこと。
		注意⑥ 決してザーッと見てはならない。
③競漕中、問題 がないとき。	ヨシ。	と発声して自己確認する。 動作① 白旗を頭上に両手で広げて揚げ、全クルーに示す。
	【パラPR3種 目のみ】 ホワイト・フラ ッグ	【パラローイングPR3における動作】 と令する
		動作② クルーを注視しながら、そのまま判定部署の方向に向き、白旗を判定員に示す。 動作③ 判定部署の白旗を確認後、再度クルーの方向に向き直り、白旗を全クルーに示した後に降ろす。 注意① 主審は、揚げた白旗を判定長が確認したことを示す白旗を視認すること。

		注意② 判定部署より何等かの連絡事項があるかも知れないので回航に移る前、しばらく判定部署を注視すること。
レース中、操舵不適切、あるいは自己のレーンを守り得ず度々警告（注意）を受けたクルー、注意に従おうとしないクルーがいる場合、白旗揭示の後	〇〇、次のレースでは自己のレーンを漕ぐように。	と指導する。 注意 当該艇と距離がある場合は近づいてから行う。
④フィニッシュ後、クルーからの異議があったとき、又は、その競漕が正常に行われなかったと認めたとき。		動作① クルーからの異議内容を確認する。 動作② 赤旗を頭上に両手で広げて揚げ、全クルーに示す。
	【パラPR3種目のみ】 レッド・フラッグ	【パラローイングPR3における動作】 と令する
		動作③ クルーを注視しながら、そのまま判定部署の方向に向き、赤旗を判定員に示す。 動作④ 判定部署の白旗を確認後、再度クルーの方向に向き直り、赤旗を全クルーに示した後に降ろす。
	各クルーそのまま待機。	と令し、各クルーにその場所での待機を指示し、 動作⑤ 主審の見た状況を説明、あるいはクルーの主張を聴取して、

		動作⑥ 審判長に状況の説明と処置の具申をする。 動作⑦ 審判長の指示を得たのち、各クルー待機の位置に戻り処置の理由を説明する。 動作⑧ フィニッシュライン到達順通りとする時は速やかに白旗を掲げる。
④の(1) 当該クルーを除外して再レースを行うとき。	—— 〇〇、(理由)のため、レッドカード。 (着順に影響のあったクルーのみ)再レースを行います。 レース時間等詳細は競漕委員会より後で発表されます。	当該クルー及びその他のクルーに対し、と令する。(白旗は掲げない。) 動作 当該クルーにレッドカードを提示する。
④の(2) 当該クルーを除外(失格)して再レースを行わないとき。	〇〇、(理由)のためレッドカード。 その他のクルーの順位はフィニッシュライン到達順です。	当該クルー及びその他のクルーに対し、と令し、 動作① 当該クルーにレッドカードを提示する。 動作② 白旗を掲げる。
⑤転覆、落水、浸水艇、停止艇、クルー異状のとき。	——	審判艇操縦者に対し、〇レーン<沈><落水><浸水><停止><異状>急行！と指示し、 動作① 人命と安全第一を考え、転覆艇落水者、浸水艇、停止艇の所に急行する。

動作② 転覆艇、落水者、浸水艇、停止艇に接近する時は基本的には風下側から寄り、自身の転落を防ぎつつ、救助用具を手を持つこと。人命の安全確保を優先し、最も適した手段で救助を行う。

動作③ 風上側から寄ると風に押され、艇、落水者に乗り上げるか、離脱できなくなる可能性があり、救命具を投げたときに風に乗って目標物から外れやすい。

動作④ 審判長へは無線機にて第一報を入れ、その後状況を逐次報告すること。

動作⑤ 救助艇がある場合は無線機にて通報し、急行を命じること。(救助艇の行動は以下と同じ)

必要に応じ、待機中の審判艇に残りのレース艇への追航を依頼。

動作⑥ 救助艇がない場合は次の処置をとる。

- ・選手に救助の要否を問う。

ただし、状況を見て(乗艇して漕ぐ意思表示をしても)、救助の要あり、と判断したときは「危ないから救助します」と声をかけた後直ちに救助作業を行う。

・当該艇が停止し、落水者を乗艇させる行動の場合、状況を見守る。ただし、泳いでいる場合は“泳ぐな”と命じ直ちに救助作業にかかること。

【浸水艇の場合】

- ・救命具をつけさせ
- ・泳ぐことを禁じ
- ・オールを水平に維持させ
- ・艇内に座っていることを命じる。
- ・意識不明者が艇上にいるときは転落を防ぎ、他審判艇(救助艇)の応援を求め、救助作業を行う。

		動作⑦ いずれの場合でも人命、安全第一を認識の上、併せてできる限り他の競漕艇の競漕状況を監視し、救助作業終了後、フィニッシュラインに向う。
レース終了後、審判艇回航のとき。		動作と注意① あらかじめ審判艇の回航レーンを決めておくこと。 注意② 回航のとき、波をたてないようにすること 注意③ 回航レーンが競漕レーンに近い距離で、競漕艇と行き交うときは、距離をおいて停止し、競漕艇が通過し終わったのち、回航すること。 注意④ 回航のとき、あるいは停止・待機のとき、いずれの位置であっても絶えず主審艇の動向、競漕艇の状況を注視し、緊急即応の体勢であること。 注意⑤ 回漕中、ウォーミングアップ中、クールダウン中の各艇が、競漕規則第 35 条及び同細則、その大会の航行規則に従っているか否かを常に注意し、航行規則違反があった場合、適切な警告・指導を行わなければならない。もし重大な違反があった場合は、当該クルーに警告（注意）を与えイエローカードを提示し、審判長・発艇及び審判各部署へ報告する。
レース追航監視中の主審艇が航行規則違反のクルーを見たとき、又は待機中の審判艇がそのクルーを見たとき。		注意① 航行規則違反には、回漕又は発艇線に向かう艇が競漕とすれ違う際 100m 手前で止まることが命じられた大会で停止しない行為、あるいは競漕艇に危険を及ぼす行為などがある。 注意② 当該クルーに対し違反行為を確認する。 注意③ 違反クルーを確認できない場合は、その旨審判長へ報告する。

主審艇あるいは 審判艇は	—	動作 当該クルーの特徴、位置、状況を発艇部署又は付近の審判艇に通報しなければならない。
通報を受けた審判艇は	—	動作① 審判艇は当該クルーを確認の上、発艇部署に通報する。 動作② 審判艇は審判長に措置を具申し承認を得る。
航行規則違反クルーにイエローカードを与えるとき。	〇〇、航行規則違反のため、イエローカード。	と令し、 当該クルーにイエローカードを提示する。
既にイエローカードを受けているクルーに2度目のイエローカードを与えるとき。	〇〇、～（警告の内容）のため、イエローカード。 〇〇、イエローカード2枚によりレッドカード	と令し、 イエローカードを提示する。 と令し、 レッドカードを提示する。 注意① “レッドカード”を令したとき当該クルーは原則として再び漕ぐことはできないが、大会によっては競漕委員会の判断で予選に限って当該クルーを最下位付置として、次のラウンド（敗者復活）以降での出漕を認める場合があるので、十分注意して、審判長への報告、クルーへの指示を与えなければならない。 注意② 帰艇させる場合は、回漕時に他のクルー等へ影響がないように注意を与える。

判定長・判定員の号令・動作

任務

判定長は判定員、計時員、判定補助員を掌握して競漕艇の着順判定を行うことを任務とする。着順表を作成するにあたっては正確な順位を記入し、かつ記載事項全般にわたり点検の上、署名する。なお、判定員に余裕のあるとき、スリット透視、白旗掲示など分担、あるいは兼務させて良い。

判定員は、判定長のもとでフィニッシュライン延長上の一端に位置して、各競漕艇のバウボールの先端がフィニッシュラインに到達する瞬間の順序を正確、沈着、冷静、公正に判定識別することを任務とする。

- (1) 判定長は、目視で確認できる限り、競漕艇全体と主審艇の動向を見、着順を判定したのち、その場で主審艇を注視する。
 - ア. 主審がそのレースが正常に行われたことを示す白旗を揚げたとき、直ちに確認したことを示す白旗を揚げ、着順表を作成し、署名して審判長に提出する。
 - イ. 主審が赤旗を揚げたときは、白旗を掲げて了解を示し、着順表の作成を保留し、審判長あるいは主審からの指示を待つ。
 - ウ. イの場合、着順表に審判長あるいは主審からの指示内容を記入する。
- (2) ブザー担当判定員は、競漕艇全体の動向を見るとともに、
 - ア. 各競漕艇のバウボールの先端がフィニッシュラインに到達する瞬間ごとに当該クルーに完漕したことを示す合図をする。
 - イ. 合図は音（ブザー）をもって行うことを原則とする。
 - ウ. 同時に到達順を把握する。
- (3) ブザーを担当しない各判定員は同様にスリットラインを透視し、クルーの到達順を把握する。また白旗掲示などを行う。
- (4) 判定長及び判定員は
 - ア. 発艇部署と連携を密にし、通信設備や計時のリハーサルを行う。
 - イ. スピーカー、あるいは通信機から流れてくる発艇員の分読み号令、発艇号令はいうまでもなく、諸連絡事項を聞き逃してはならない。
 - ウ. 上がり数を確認しておく。
 - エ. 発艇号令の傍受は常に行い、時計を押し、計時（タイム）に空白を生じさせない。
 - オ. 計時員、判定補助員がもしざわついているときは静粛にするよう命じる。

判定長、判定員の号令・動作は次のとおり。

状 況	号 令	動作・説明・注意
スピーカーあるいは通信機で発艇部署の発艇号令（ゴー）が聞こえたなら	ただいまの発艇号令とれました	動作① 発艇部署へ無線機で確認送信をすること。
（もし、聞こえない場合）	ただいまの発艇号令とれませんでした、経過時間を送って下さい	動作② 聞こえなかった時は、すぐ要請すること。
ブザー担当の判定員は、競漕艇の先頭がフィニッシュライン手前 100m に差しかけたとき。	ヨーイ	と大きく令する。 動作 ブザーボタンに軽く親指のハラを乗せ、ボタンを押す用意をする。（固定式の場合は人差し指でもよい） ☆ この「ヨーイ」の号令は判定部署全員に対し、判定準備を促すものである。 メリハリのきいた号令であること。 「ヨーイ」の号令を聞いたブザー担当以外の判定員は「ハイ」と応じる。 注意 判定員は原則として複数を配置する。
競漕艇がフィニッシュライン手前 50m 付近に達したとき。（それまで各競漕艇の動向を注視しておく）		動作① スリットラインを透視する。 動作② ブザーボタンに乗せた親指（又は人差し指）はそのまま。 注意 競っていたり、フィニッシュライン間際で入れ替わったり、あるいは雪崩込んて来るかも知れないとき、冷静に事態を見ておかねばならない。 判定長 動作 競漕艇全体の状況を注視し、順位を把握する。 全般注意 大差で遅れているクルーはメモして必要とするレーンを“絞って”おくと判定しやすい。
先頭艇から順にフィニッシュ	○番	と予令をし、 ※バウナンバーを呼称する。

インに差ししかかったとき。		
艇首先端（バウボールの先端）がフィニッシュラインに到達する瞬間	テ！ ○番、テ！ ○番、テ！	と大きく鋭く令し、同時に 動作 ブザーボタンを押す。 説明① 当該レースの最後尾艇までフィニッシュライン到達順にと令し、ブザーを鳴らし着順を把握する。 説明② フィニッシュライン手前どれ程のとき予令（○番）を発すれば良いかは各々の艇速によるが“○番”と“テ”の間は一呼吸と見れば良い。 8＋、4＋、1×等の艇速（秒速）を計算しておくこと。 判定長・判定員 動作 手用の用紙に到達順をメモする。 注意① ブザーボタンの“遊び”は事前にどの程度か、承知しておくこと。 注意② フィニッシュライン手前で入れ替わる可能性のある場合、雪崩込んで来る場合、予令は与えなくても良い。ただし、ブザーは必ず鳴らし“テ！”も必ず発声すること。 注意③ 各艇首先端（バウボールの先端）がフィニッシュラインに到達する瞬間のブザー音に遅速のバラツキがあってはならない。 注意④ 艇首先端（バウボールの先端）がフィニッシュラインに到達する瞬間の視認号令「テ！」と動作（ブザー音）は同時であること。 注意⑤ 押したブザー音は長音ではなく短音で鋭いこと。

		説明 “○番”と予令をし、艇首先端（バウボールの先端）がフィニッシュライン到達の瞬間に「テ！」と同時にブザーを鳴らすことを高度に求めている理由は、音によってストップウォッチが止められている現在、もしブザーが鳴らなかったときの補完策である。従って声と音は同時で、かつ「テ！」は必ず明瞭に発声しなければならない。
各競漕艇がほとんど同時にフィニッシュラインに雪崩込んでくるとき、あるいは瞬間順位が入れ替わるとき、予令を与えることができないとき。	テ！テ！テ！	動作 フィニッシュライン到達の瞬間順位を確実に把握しながら と鋭く令し、同時にブザーを鳴らす。 判定長・判定員 動作 競っていたり、入れ替わったりするかも知れないとき、雪崩込んでくるとき、フィニッシュラインを透視し、素早く到達順をメモする。 注意① ブザー音は短音で鋭いこと。 注意② 接戦、入れ替りのとき、雪崩込んでくるとき、特に当該クルーと計時結果（タイム）に相違のないよう厳重、留意のこと。 注意③ 極めて接戦で雪崩込み、号令とブザーで各クルーの差を区別できないときは、1つの号令とブザー音で合図することができる。
全艇がフィニッシュラインに到達し、主審から白旗が揚げたとき。	——	全判定員 動作 主審艇を注視し、主審の動向を見守る。 判定長 動作① 主審艇を注視し、白旗を明瞭に揚げ了解を示す。（白旗掲示担当を指名しても良い。）その後速やかに、

	確認します。 到達順、「1, 2, 3, 4, 5, 6(※1)」、着順(表)、上から、「1, 2, 3, 4, 5, 6(※2)」	号令 主席判定員は、メモしておいた到達順を他の判定員と読み合わせし、着順に変換して再度他の判定員と読み合わせる。 ※1 フィニッシュラインに到達したバウナンバーの順序を読み上げる ※2 着順表に記載する順位を上から読み上げる 注意① DNS等により着順がない場合は、「〇〇(DNS等)によりblank」と確認し、着順欄に「-」(ハイフン)を記入する。 注意② 決勝・順位決定により再下位付置とする場合は、「〇〇(DNS等)により〇〇(再下位付置の着順)」と確認する。 ※決勝ラウンドのみで最終順位を決める場合、決勝レースを棄権・放棄したクルーは最終順位を与えない。 動作② 計時結果(タイム)を点検し、着順表を作成し、署名して審判長に提出する。 注意 着順の記入は判定長のみが行う。
写真判定装置の設置があり、判定長が係員との事前打ち合わせに基づいて使用したとき。		注意① 写真判定装置を使用した場合、フィニッシュタイムは写真上のタイムを正式タイムとして採用する。また、必要に応じ、着順表とともに掲示することがある。 注意② 写真判定装置を全レースに使用する大会において、その装置の故障等により計時員のストップウォッチのタイムを採用する場合、その旨を審判長に報告する。
主審から赤旗が揚げられたとき。		動作 白旗を揚げ了解を示す。 判定長 動作 着順表の作成を保留し審判長あるいは主審からの指示を待つ。
主審又は審判長		判定長 動作① 指示によること。

から指示があったとき。		動作② 着順表記事欄に指示内容を記しておくこと。 ☆指示による着順表作成は、おおよそ次に区別される。 ○当該クルーを（除外）（失格）（DNS）（DNF）とし、レースが成立した場合は、着順表に具体的に記載し作成する。 ○再レースとなった場合着順表は作らない。
着順に基づいて艇計量を行う場合、主審艇に対し	——	動作 無線機又は表示板を用い、当該艇を通知し、確認し合うこと。 このことは主審の白旗掲示後に行うこと。

写真判定装置について

写真判定装置の普及により、写真を参考にして判定を行うことがある。また、正式タイムとして採用することがある（タイムの採用は審判長の指示による）。判定に使用する写真（デジタル画像を含む）は、通常のスチール写真とは異なる物なので、その原理を理解したうえで利用する必要がある。

写真判定装置のカメラは、フィニッシュライン上のみを写し、時間の経過に従って右から左へ、又はその逆に映像を記録するものである。従って以下のような特徴を持つ。

1. 画像の横方向は時間の経過を表す。艇の進行方向（艇首の向いている方向）へ行くほど古い時刻の記録である。
2. 垂直方向にはある瞬間にフィニッシュライン上にあったものが記録されている。A艇のバウボールの先端の位置にB艇のキャンバスが写っていれば、B艇が先着していたことになる。
3. フィニッシュライン上を動いて横切ったものが形あるものとして記録される。その動き方によっては通常見えるものとは異なった形に写ることがある。また、見かけ上の長さは、早く動いたものほど短く、遅く動いたものほど長く写る。

判定長は、カメラの設置について、スリットカメラが正しくフィニッシュラインを写しているかどうか必ず確認しておくこと。また、可能であれば、レース開始前に審判艇での模擬レースを行うなどし、写真判定装置の動作確認をしてお

く。

なお、写真判定を用いる場合、判定長は画像の確認により着順、タイムを点検し着順表を作成・署名の上、審判長に提出する。

監視員の任務

任務

部署長を監視長と呼称する。舵手・漕手計量が別部署の時は舵手・漕手計量長をおく。

監視長は監視部署全員を指揮統括し、遅滞なく業務を遂行すること。

監視員はクルーが艇に乗り降りする場所に位置し、競漕規則、クルーの出漕申込書に照らし、出漕するクルーが規定を遵守しているかどうかを点検し、必要ときは具体的に指示し、実行させることを任務とする。

1. 任務（点検事項）

（1）競漕規則に基づいて選手の体重計量を行う。

（2）クルーのメンバー構成の確認。

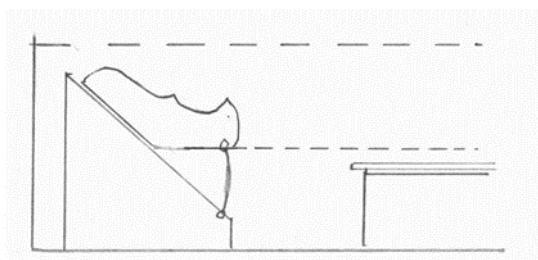
当該クルーの出漕申込書に基づいてレース前のクルーメンバーの構成を点検。相違のある場合は審判長に連絡をし、指示を待つ。

（3）艇、オールおよびユニフォームその他の服装の確認。

① シューズは緊急時に艇から速やかに離脱できる構造であるか。

（フットストレッチャーが艇に残る場合、かかとが水平以上にならないようにヒールロープが結ばれていること【図①】、マジックテープ等を開ける場合は選手が片手で引く簡単な一動作で両足が解放できる構造であること【図②】）

【図①】



【図②】



② オール（ブレード）は出漕申込書とおりで統一されたものかどうか。

③ クルーの統一された服装。（大会要項にのっとり、都道府県名、クルー名の表示、スポンサー表示は決められた場所に決められたサイズ以内であるか、柄の相違や色褪せにより外観の異なるものはないかどうか。）

（4）舵手が携行するデッドウェイトの乗降時の確認。

（5）無線通信機器、携帯電話など禁止品の有無の確認。

（6）クルーの健康状態の確認。

（7）艇の計量を命ぜられたクルーの計量。

以上の項目に関し、変更、あるいは違反、疑問があった場合は直ちに審判長に

報告し、指示を受けなければならない。なお、点検事項の詳細は審判長又は監視長の指示による。

2. 服務体制と説明・注意

監視員はレース当日の第1レース発艇定刻の2時間前までにそれぞれの役割分担が行えるように所定の位置に集合し準備しなければならない。

注意 第1日目は各クルー共、登録の最初の確認であるため、監視員席に一度に参集して来る。不手際のためクルーを待たせることは出漕前の心理状態に良い影響を与えないので、十分配慮の上、分担相互間の連携を密にして、手際よく親切、適切に対応するよう心がけなければならない。

栈橋で出艇時に監視を行う際には、監視の開始及び終了の際にクルーに声掛け（「監視始めます」「終わりました」など）を行うこと。またクルーに威圧感を与えないよう最小限の人数で行うこと。

また、監視業務が円滑に行えるように、競漕委員会・実行委員会と、業務内容及び服務体制について事前に十分な打ち合わせをしておく必要がある。

3. 主な役割分担と構成

- (1) 種目ごとの出漕申込書とクルーメンバーの確認（種目ごとに受け付けるようにすると良い。）
- (2) 出漕クルーとの対応者（混雑する場合は案内役を配置すると良い）
- (3) 舵手（漕手）の計量（デッドウェイトの作製。）
- (4) クルーの乗降確認者（原則として乗降艇栈橋）……原則1クルーに対して1名（デッドウェイトの携行確認は乗艇栈橋で行う。）
- (5) 審判長との連絡担当者

4. 出漕申込書とクルーの確認作業

- (1) 必ず自己申告させる。
レース No、種目、クルー名、シート、氏名（フルネームで言ってもらう）について問う。なお、都道府県名、生年月日等は必要に応じて問う。
- (2) ブレード、服装も含めて点検、確認。

ア. ユニフォーム

大会要項にのっとりクルーの都道府県名、クルー名のユニフォームへの表示の有無。なお、国民体育大会ボート競技においては、国体総則により、ユニフォームに都道府県名が表示されていなければならない。

「〇〇ローイングクラブ」「〇〇大学」等のクルー名表記で、〇〇の中に都道府県名があれば都道府県名の表示として認める。

イ. ブレードカラー

出漕申込書の記載と照合（オール一本のみで可）。

- （３） 棧橋でＩＤカード、又はタブレット端末等による確認を行う場合、自己申告での確認は不要とし、目視等による確認を行う。ただし、出漕申込書の写し、又はタブレット端末等を必要数用意し、変更届等の内容を反映できる体制を取っておく必要がある。

艇計量の任務

競漕規則に定められている競漕会での艇重量の計量は本来競漕委員会の任務であるが、その競漕会で審判団が計量を実施する場合下記の心得と任務により行う。

- 部署名は「艇重量計量部署」、略して「艇計量部署」とし、部署長を“艇計量長”とする。
- 部署員は部署長の指揮のもと、相互の連携を密にテキパキと任務を遂行すると共に、クルーに対しては常に親切、適切に接するよう心がけなければならない。
- 計量対象艇については審判長より判定部署、又は艇計量部署に知らされる。

主審が通告する場合は、全クルーがフィニッシュラインに到達し、白旗を掲示後、判定部署の指示に従って対象クルーに通告し、計量場所に向かうよう指示する。

- 無作為抽出により計量を行う場合、他へ情報が漏れないよう、厳重に管理する。
- 計量の結果、最小重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。同一種目で2度目の重量不足を犯した場合、失格とする。同一レースで複数クルーに艇重量不足が生じた場合は、不足重量の少ないものほど上位とする。

1. 部署の編成と担当の任務

(1) 編成

部署長

艇の誘導担当（艇着到桟橋数により増減）

艇の点検担当（一度に搬入される艇数による）

艇の計量担当

記録担当

通信担当

※誘導・点検を除き、兼務しても良い。

(2) 担当の任務は下記によるが特に留意することは、計量数値等で次のような場合は、直ちに審判長に報告し指示を受けなければならない。

- ①競漕艇が主審の指示に従わず計量場所に直行して来なかったとき
- ②競漕艇が計量を拒否したとき、署名を拒否したとき
- ③競漕艇の重量が規定に達していなかったとき
- ④その他、競漕規則に違反することがあったとき
 - ア.“おもり”が積載されているが固定されていなかったとき

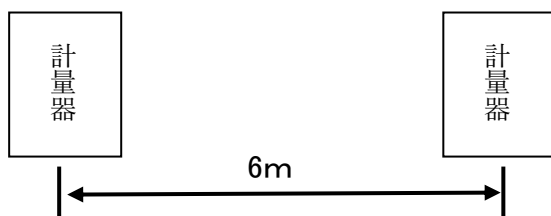
- イ. “おもり”が固定されているが艇内でないとき
- ウ. 水分を含みやすい等、重量の変動するものが“おもり”とされているとき
- エ. 当該クルーが無線通信機器を所持していたとき
- ⑤バウボールが4cm未満のものがあるので留意しておくこと。また“何かおかしい”と感じた場合、通報すること。
- ⑥特異な形質のものがあるとき

2. 計量場所に常備する物

- ①計量機器（計測値は小数点第2位を切り上げるものとする）
- ②記録用紙（艇計量結果表、艇重量確認票）
- ③艇待機用ウマ（破損個所がないか予め確認し、支障のない物を揃える。）
- ④クルー誘導用ハンドマイク
- ⑤連絡用の無線通信機又は電話機

3. 計量機器の準備手順（計量日ごとに必ず実施すること）

- ①計量機器一式を保管場所から計量場所へ移動する。精密機器であり、高額でもあるので慎重に取り扱う。
- ②計量器2台の中心の間隔は6mとする。



- ③計量器に取り付けてある気泡式水平器を用い、計量器の4点の支柱を回転させて水平にする。また、がたつきがないように揃える。
- ④計量器と計量表示器のケーブルを繋ぎ、更に計量表示器のケーブルを計量場所入口付近のコンセントに繋いで、計量表示器の電源を入れる。
- ⑤計量器には何も置かず、計量表示器の「リセット」ボタンを押して表示を「0.00」にする。
- ⑥基準分銅（20kg）が2個あるので、1台の計量器に1個置いて「20.00」、更に1個置いて「40.00」、1個取って「20.00」、更に1個取って「0.00」を順次確認する。もう1台の計量器も同様の要領で確認する。
- ⑦次に表示の「0.00」を確認後、1台の計量器に基準分銅を1個置いて「20.00」、一旦取って「0.00」、もう1台の計量器に1個置いて「20.00」、一旦取って「0.00」、両方の計量器に1個ずつ置いて

「40.00」を順次確認する。もし、表示された重量が相違していたら水平状態等を調整し、再度計量する。

⑧基準分銅を下し、艇を受ける発泡スチロールや毛布を置き、計量表示器の「リセット」ボタンを押して表示を「0.00」にする。

⑨正しく設置された後、何人も計量器やケーブル類に接触してはならないように注意する。万一接触した場合は計量値を確認し、必要なら再セッティングする。

⑩予備計量を認めた場合、予めクルーに操作方法及び自らの責任で計量する旨を伝える。審判員はこの作業に一切関わってはならない。

4. 艇重量に含まない装備品

オール、バウナンバー、時計、艇内マイク等の電子機器、コックスボックス・ストロークコーチ等の計測器は艇の重量に含まず、計量時には取り外す。

5. 艇計量の手順

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
艇 の 誘 導 担 当	競漕艇がフィニッシュラインに到達し、レースが成立したとき。 ・通信担当は	①判定部署と連絡を取りどの艇を計量するか確認する。	○レース No と該当クルー名を確認する。
	・誘導担当は	②計量する艇を誘導し栈橋につけさせる。	○無用のトラブルを防止するため、艇計量の際は艇体（リガーを含む）やオールに手を触れないようにする。
		③待機場所まで艇を運ぶようクルーに指示する。 ④ ウマに艇を降ろすよう指示する。	○舵手がいる場合は舵手に指示する。

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
艇 の 点 検 担 当	クルーが待機場所の“ウマ”に艇をおろしたとき。	①艇計量長の指揮のもと艇の点検を行う。 ア. 通常装備品と積載固定されたおもり以外のものを外させる。 ・オール ・拡声装置本体 ・バウナンバー ・コックスボックス	○以下のものは外さなくて良い。 ・シート（固着されているパッド含む） ・リガー ・クラッチ ・艇内マイク用スピーカー及び配線。 ・飲料水用ボトルホルダー （コックスボックス用カップ及びマグネットを含む） ・ストロークコーチの台座、マグネット及び配線。 ・積載固定された“おもり”
		イ. 艇内を点検する。 水抜き穴の蓋を開けるよう指示する	○“おもり”でない物（重量が変化する可能性のあるもの）を“おもり”としていないか。 ○水抜き穴の中、舵手席の奥（トップコックス艇）も点検する。

	状 況	動作・指示・説明	留 意 点
部署 長及 び艇 の計 量・ 記 録・ 通信 担当	クルーが艇を 計量場所に移 動し計量器に 載せるとき。 (計量器は床 に水平に設置 する)	①艇を計量場所に移 動させるようクルー に指示する。	○艇を傷つけることのないよ う、移動には細心の注意を払 う。
		② 計量器の値がゼ ロである事をク ルーに確認させ る。	○舵手がいる場合は舵手に指 示する。
		③クルーに指示し、 艇を正しく計量器に 載せる。	○艇の一部が地面についてい ないかどうか確認する。
		④艇重量を計量す る。	
		⑤重量表示数を確認 する。	○重量表示数は艇計量長、計量 担当、記録担当3名で確認す る。(ただし、兼務の場合はこの 限りではない。)
		⑥計量の結果を「艇 計量結果表」に記録 する。	○「艇計量結果表」には、計量 したすべてのクルーについて、 その状況と結果を記入する。 (艇製造者名も記入すると良 い。)
	規定の艇重量 を満たしてい たとき。	①クルーに規定の重 量を満たしていたこ とを告げ、艇を移動 させる。	○計量の結果は該当クルーに 告げるのみで、他クルーには公 表しない。計量数値を大きな声 で読み上げてはならない。
		②審判長に報告す る。(報告は計量の組 をまとめて良い)	注意 種目ごとに報告すること。
	規定の艇重量 を満たしてい ないとき。	①一回目の計量結果 を定められた記録用 紙に記載する	○艇の重量以外にも競漕規則 に反する事実があれば、直ちに 審判長に報告し、指示を受け

		②クルー代表者立ち会いのもと、重量計を所定の標準重量を用いて検定し、その結果を定められた記録用紙に記載し、クルー代表者及び艇計量長が署名をする。 ③2回目の計量を行い、規定の重量を満たした場合は計量合格とする。 ④再度規定重量を下回る場合には、計量結果を艇重量確認票に記載し、クルー代表者と艇計量長が署名する。 ⑤審判長に計量結果を報告し、艇重量確認票を審判長に提出する。	る。 ○「艇重量確認票」にはクルー代表の署名が必要である。必ず署名させること。
--	--	--	---

舵手計量の任務

任務

部署名は「舵手計量部署」とし、部署長を舵手計量長と呼称する。競漕規則第 25 条に定める舵手計量を、公正かつ円滑に実施することを任務とし、部署員は部署長の指揮の下、相互の連携を密に任務を遂行し、クルーに対しては適切に接するように心がけなければならない。

なお、予備計量は公式に用意した計量器で計量することであり、原則、計量回数は一回である。また、事前計量は大会側が用意した計量器でクルーが任意に計量することであり、計量回数に制限はない。

1. 編成

受付、計量、デッドウェイト作成、記録等、適正な人数で編成する。

2. 舵手計量所に準備する物

- ①計量機器
- ②デッドウェイト作成用具（おもり〔小石等〕、袋、マジックペン、ガムテープ等）
- ③出漕者名簿
- ④デッドウェイト連絡表
- ⑤物置用のカゴ等

3. 舵手計量の手順と留意点

（1）舵手計量所を定め、表示する。

（2）舵手にレース No、種目、クルー名と自己の氏名を申告させ、出漕者名簿と照合する。

名簿との相違若しくは虚偽の申告が発覚した場合、速やかに審判長へ報告し、指示を仰ぐ。

（3）ユニフォームのみで計量する。

- ・帽子、時計、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等、全て含まないが、いくつかのパーソナルアイテム（眼鏡、極めて軽量のアクセサリ・指輪類、宗教上健康上どうしても取り外すことができないもの）については取り外さずそのまま計量できる。
- ・判断が微妙なものについては審判長に報告し、指示を受けなければならない。
- ・舵手計量所で飲食物を摂取することは禁止する。
- ・予備計量は、許可されている場合のみ行うことが出来る。

- (4) 計量は競漕規則に規定されている時間（出漕日ごとかつ出漕種目ごとに各自の最初のレースの2時間前から1時間前まで）に行う。
- ・マスタース種目およびナックルフォア艇の舵手は除く。
- (5) 計量機器のゼロ表示を確認し、舵手を計量器に乗せ、重量表示が安定した時点で計測値を確定する。
- なお、計測値は小数点第2位を切り上げるものとする。
- (6) 計量の結果、規定重量（男子種目 55kg 以上、女子種目 50kg 以上）に満たない場合、デッドウェイトを作成し、規定重量となることを確認し、舵手に手渡す。なお、15kg 以上の重量不足が生じた場合、その結果を審判長に報告し、指示を受けなければならない。
- ・男女混合（MIX）種目は男子種目の規定重量とする。
 - ・舵手を計量しその重量が確定後、舵手を計量器から降ろし、確定した重量と規定重量の差のデッドウェイトを作成する。その際、デッドウェイトのみ計量し、舵手にデッドウェイトを持たせて計量することはしない。
 - ・計量完了したデッドウェイトは厳重に封をし、レース No、種目、クルー名、デッドウェイトの重量を明記する。
 - ・当日出漕するレース終了後、速やかにデッドウェイトを返却するよう舵手に伝える。
- (7) 全てのクルーについて、計測日時、計測値、デッドウェイトの有無、及びその重量を出漕者名簿に記録する。デッドウェイト対象クルーについては、レース No、種目、クルー名、デッドウェイト重量を「デッドウェイト連絡表」に記入する。
- (8) 「デッドウェイト連絡表」に報告時刻、計測が完了したレース番号を記入し、審判長に報告する。
- ・計量結果は、対象レース発艇までに関係審判部署に連絡する必要がある。
- (9) 返却されたデッドウェイトは、その重量及び袋に破損が無いことを確認し受領する。もし重量不足又は袋に破損がある場合は、審判長に報告し、指示を受けなければならない。

漕手計量の任務

任務

部署名は「漕手計量部署」とし、部署長を漕手計量長と呼称する。競漕規則第 26 条に定める漕手計量を、公正かつ円滑に実施することを任務とし、部署員は部署長の指揮の下、相互の連携を密に任務を遂行し、クルーに対しては適切に接するように心がけなければならない。

1. 編成

受付、計量、記録等、適正な人数で編成する。

2. 漕手計量所に準備する物

- ①計量機器
- ②出漕者名簿
- ③物置用のカゴ等

3. 漕手計量の手順と留意点

- (1) 漕手計量所を定め、表示する。
- (2) 計量は競漕規則に規定されている時間（出漕日ごとかつ出漕種目ごとに各自の最初のレースの 2 時間前から 1 時間前まで）に行う。
 - ・ 同じ日に同じ種目が 2 ラウンド行われる場合、最初のラウンドに出漕する必要がないクルーの漕手は最初のラウンドに出漕する漕手と同時間帯に計量を行う。
- (3) 計量する漕手は、最低限レース時に着用するユニフォームの着用が必要だが、それ以外の衣類を着用してもよい。（計量時にユニフォーム以外の衣類を着用する場合、統一されている必要はない）
 - ・ 予備計量は、許可されている場合のみ行うことができる。
- (4) 漕手にレース No、種目、クルー名と自己の氏名を申告させ、出漕者名簿と照合し、漕手全員が揃っている事を確認する。（シート順に並ばせることはしない）

名簿との相違若しくは虚偽の申告が発覚した場合、速やかに審判長へ報告し、指示を受けなければならない。
- (5) 計量機器のゼロ表示を確認し、漕手を計量器に乗せ、重量表示が安定した時点で計測値を確定する。

なお、計測値は小数点第 2 位を切り下げるものとする。

 - ・ シングルスカル以外の種目については、平均体重を算出する。
 - ・ 補漕の選手も同時に計量することができる。

- ・1つのクルーに対して計量器は同じ物を使用すること。
- (6) 計量の結果、規定重量を越えた場合、その結果を審判長に報告し、指示を受けなければならない。
- (7) 全てのクルーについて、計測日時、計測値を出漕者名簿に記録する。
- (8) 規定重量を越え、時間内に再計量する場合、全員で再度計量する旨をクルーに伝える。
- (9) 計量終了後に漕手を交代した場合、その漕手のみを計量し、平均体重を算出する。

審判員の心得と号令動作

昭和53年1月初版発行

平成24年2月改訂版発行

平成27年10月改訂版発行

平成29年4月改訂版発行

2020年4月『審判員の号令・動作』とし改訂版発行

2021年4月改訂版発行

編集者 公益社団法人日本ボート協会審判委員会

発行者 公益社団法人日本ボート協会

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

ジャパンスポーツオリンピックスクエア 6階 606号

TEL 03-5843-0461

FAX 03-5843-0462